



佐倉そめい野 緑地・建築ニュース Vol.30 2022年6月

発行人 佐倉染井野緑地協定運営委員会
佐倉染井野 S1 地区建築協定運営委員会
ホームページ <http://sakurameino.com/>



今回のニュースの内容

緑地ニュース

1. 緑地協定運営委員会 小林会長の挨拶
2. 2022年佐倉染井野緑地協定会員定時総会の書面表決結果報告（総務班）
3. 2022年度 共同管理作業(剪定・刈込みおよび薬剤散布作業)について（共同管理班）
4. 2022年度の植栽剪定・刈込・薬剤散布スケジュール（共同管理班）
5. 植替え申請について(共同管理班)

建築ニュース

1. 建築協定運営委員会 目黒会長の挨拶
2. 2022年佐倉染井野 S1 地区建築協定会員定時総会の書面表決結果報告（総務班）
3. 事前確認班からの連絡（事前確認班）



緑地ニュース

1. 緑地協定運営委員会 小林会長の挨拶

2022年度 緑地協定運営委員の会長に就任しました小林です。

今年度役員の皆様と、住みやすく、また、住み続けたいと思う地域を目指していきたいと思えます。住民の皆様のご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

緑地協定運営委員会 会長 小林隆希

2. 2021年佐倉染井野緑地協定運営委員会会員定時総会の書面表決結果報告（総務班）

会員の皆様におかれましては新型コロナウイルスの影響により、去年に引き続き定時総会の取りやめ、そして書面による議決を行うことにご賛同頂き誠にありがたく存じます。去る4月30日（土）2021年度野澤会長、佐々木監事立会いの下、書面表決の集計が終了し、全ての議案が賛成多数で承認されましたので、ここにご報告致します。

総会資料配布日 2022年4月16日（土）

書面表決集計日 2022年4月30日（土）

議決確認日・場所 2022年4月30日 染井野ふれあいセンター

【緑地協定会員定時総会の表決結果】

（1）決議事項

第1号議案 2021年度収支決算（案）

第2号議案 2022年度事業活動計画（案）

第3号議案 2022年度予算（案）

第4号議案 2022年度委員及び役員の選任（案）

（2）表決結果

議決権対象者総数：761（議決に必要な過半数：381）

回収した表決書：579（回収率76%）

未回収：182

（3）議決結果

第1号議案 承認 578 否認 1

第2号議案 承認 578 否認 1

第3号議案 承認 578 否認 1

第4号議案 承認 579 否認 0

（4）議決結果承認

以上の内容に関して、事実であることを確認しました。

2021年度緑地協定運営委員会会長：2022年04月30日 野澤 史和

2021年度緑地協定運営委員会監事：2022年04月30日 佐々木 義行

【寄せられたご意見・ご質問について】

全部で12件のご意見・ご質問をいただきました。その内容と2021年度緑地協定運営委員会でもとめました、回答を以下に示します。

〈意見・質問—1〉

4月1日、個人情報保護法が改正されましたが、会員リストなどの管理はどのようにされていますか。

（回答）

緑地・建築の名簿を一元管理し、総務班が定期的に更新しています。ファイルはパスワード管理しており、アクセスは秘密保持契約を交わした会長、副会長、監事、各班リーダーのみ可能とし、個人情報の漏洩に注意しています。

〈意見・質問—2〉

私が入居した時には、緑地協定に入会しなければならず、退会できないとのことでしたが、最近、近くの街区に新規入居された方が、会に入会されておらず、植え込みもなく雑草が生えている状態です。このような方に入会いただき染井野地区をよくしてもらいたい。

（回答）

コロナ禍の中、街並みパトロールなど実施できていませんでした。お気づきの点等ございましたら、ブロック長にご連絡頂き、対応を検討する事になります。

〈意見・質問—3〉

基金を適正に使用し、生垣内側の剪定・薬剤散布を実施すべきと思います。

（回答）

共同管理の剪定範囲は、生垣外側・袖部隣家側です。生垣内側の剪定は各会員様の責任範囲です。薬剤散布につきましては希望者が直接業者と契約いただくことになっています。

〈意見・質問—4〉

第1号議案の「4.貸借対象表」は預貯金の明細と対前年度の同じものを並べたものです。したがって収支内訳であって、貸借対象表ではないので正式な決算報告書と言えません。（否の理由）対象は対照の間違い

（回答）

役員には会計の専門家はおらず、前年に準じて資料作成しています。ご満足いただけるような資料を毎年同じ品質で作成するとすると、外部委託もしくは会員様の中で会計に詳しい方にご協力いただくことも必要となります。基本的に負債はないため、資産一覧を示しています。表題を「貸借対象表」から「預貯金内訳表」に変更いたします。

〈意見・質問—5〉

市にお願いがあります。3-4-1の緑地部分の剪定（東側のしからし）を毎年実施いただきたく思います。子供たちの通学路ですので。

（回答）

共同管理の範囲かどうか不明ですが、市への要望という事であれば、街路樹に関する問題ではないかと理解します。その場合、緑地委員会ではなく染井野地区連絡協議会の担当になると思います。現地調査・ヒアリングが必要と思います。

〈意見・質問—6〉

6頁の4が良くわかりません、貸借対象表とは？

（回答）

表題を「預貯金内訳表」に変更いたします。

〈意見・質問—7〉

役員、委員の皆様には、コロナ下で運営委員会業務を実施いただき有難うございます。議案の賛否について、「議案賛成、意見添付」が妥当かとも考えましたが、問題提起の意味も含め、あえて「否決」としました。現行の事業計画では、本来は二義的な「締結者が自己責任を有している個人所有部分の共同手入（あえて共同管理と

は別表現)」が主体で、協定が求める本来の「一義的な事業内容」が明確でないと思います。2033 年までの継続運用を行うには事業計画の基本姿勢の変更が必要と考えます。労力を伴いますが。

具体的問題の事例を以下に示します。

- ・一義的事业（締結者全員が対象）と二義的事业（締結者のうち申込者対象）の会員、委員（役員）、経費の扱いをどうするか
- ・両事業間の、役員兼務・経費相互流用（会費、基金）はどうするのか

（回答）

2022 年度の運営委員会に引継ぎます。

〈意見・質問— 8〉

緑豊かな街並みの染井野に住み 26 年になります。しかし、だんだんと近隣の開発も進み便利になった半面、交通量も増え排気ガスも多くなり道路に面した我家は植栽が立ち枯れています。（昨今の気候変動の影響もありますが）かん木のつつじは半分になり生垣のプリペットも今年は葉が落ちてしまっています。これでは共同管理部分の剪定・刈込や薬剤散布もどうなのかと心配しています。総会に参加できればこの緑を維持していく良い方法を皆で考えられるのと思います。コロナ禍で総会が開催されないのが残念です。

（回答）

2022 年度の運営委員会に引き継ぎます。共同管理範囲の植栽のトラブルについては、植替え申請いただければ上限 5 万円まで補助されますので、ご活用ください。

〈意見・質問— 9〉

2021 年度の値上げ 1,050,500 円とのことですが、地被類部分は特に作業することなく終わる割合も多くなっていると思います。減額の対象として検討ください。役員ご苦労様です。

（回答）

2021 年度の共同管理費用は大幅な値上げ要求が有りましたが、2020 年度の役員による価格交渉により、値上げ幅を押さえる事ができました。2022 年度の共同管理費用の予算につきましては、業者と合意し昨年単価を基に算出しています。ご要望内容は 2022 年度の運営委員会に引き継ぎます。

〈意見・質問— 10〉

生垣の剪定や芝の刈込をもう少し増加していただければありがたいです。

（回答）

現在必要最小限で実施しています。現状で年間収支が約 35 万円の赤字になっています。作業頻度を増やすと更に収支が悪化するため、会費の値上げが必要になります。ご意見については 2022 年度の運営委員会に引き継ぎます。

〈意見・質問— 11〉

植替え申請はどのように手続きをすればよろしいのですか。

（回答）

住まいの手引書の 21 ページに記載されています。本ニュースの 7 ページにも記載されています。ご不明の点が有りましたら、ブロック長にお問い合わせください。

〈意見・質問— 12〉

予算額は、収入の部に前年度の繰越額を計上し、支出の予備費などを調整して、収入・支出の合計額を同額にするものではないでしょうか。予算書の収入と支出だけを見ると、入るお金が少ないのに出るお金が多いと当初から見込むのは違和感があります。

(回答)

2021年度の実績から考えて、予算の収支を合わせることは困難であると判断しています。したがって、前年度繰越金を取り崩すしかありません。この状況を解消するには会費の値上げをお願いする必要があると有ります。もちろん支出を見直して収支を近づけることは必要であると思いますが、実績に基づく支出予測をしています。

回答内容にご質問がありましたら、今年度のブロック長宛に御連絡下さい。

3. 2022年度 共同管理作業(剪定・刈込みおよび薬剤散布作業)について(共同管理班)

会員の皆様におかれましては、毎回共同管理作業につきまして、ご協力いただき有難うございます。
今年度の共同管理作業につきましては年間スケジュールを参照してください。また、今年度の共同管理作業費につきましては、昨年度、志津ガーデン、林農社と合意しました経費で実施予定です。

緑化維持管理費(年会費)に関しましては、緑化維持基金を緑化維持管理費に整合的に充当できるよう規約が改定されていますが、不足する費用につきましては、緑化維持基金を活用することとし、年会費は据え置かれています。

会員の皆様には、現状をご理解いただき、今後とも共同管理作業へのご協力、よろしくお願ひいたします。

志津ガーデンと林農社の電話番号は、下記の通りです。

志津ガーデン 043-489-5824

林農社 043-461-0636

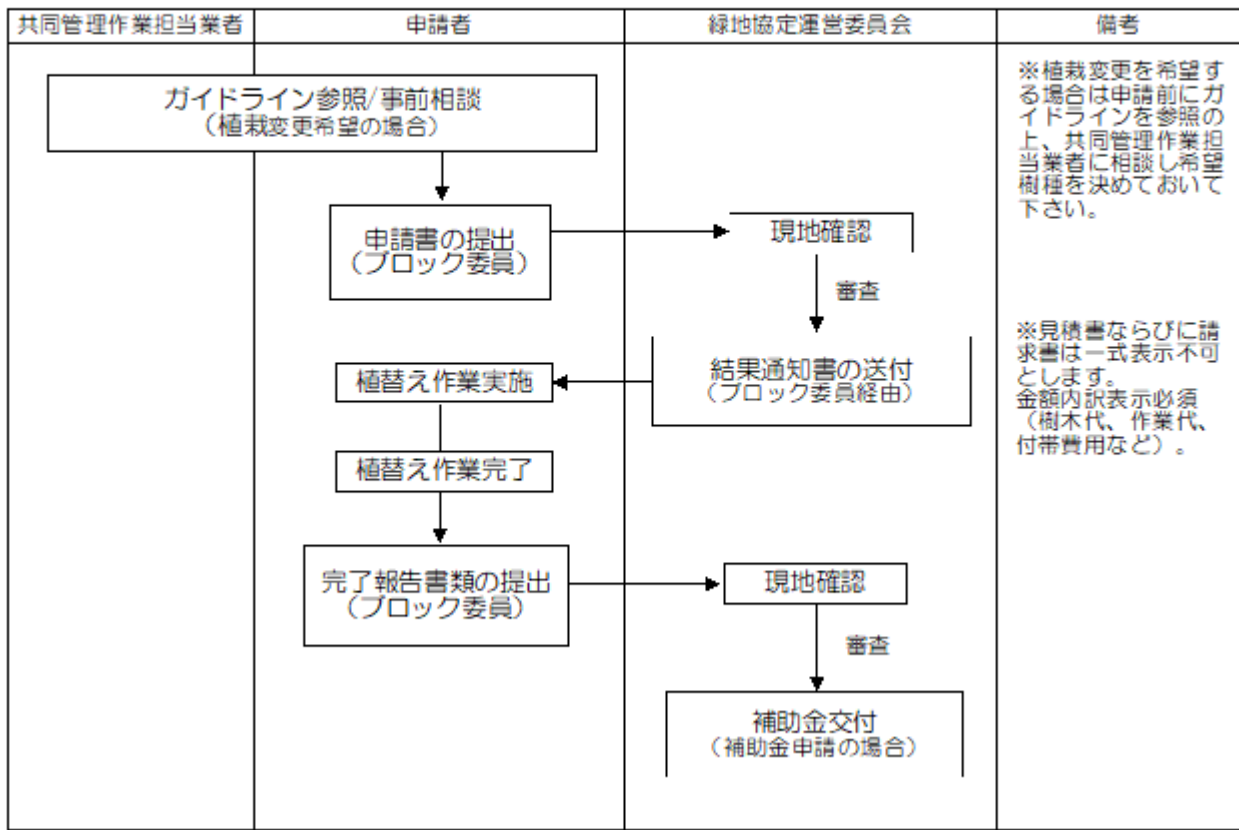
4. 2021年度の植栽剪定・刈込・薬剤散布スケジュールについて

2022年度 年間スケジュール表				
月間実施内容		実施予定日	対象樹木	
		(8:30~17:00)		
5月	剪定	5月9日(月)~5月21日(土)	シンボルツリー：コブシ	
	剪定・刈込み		生垣：ヒラドツツジ、プリペット、レッドロビン 灌木：アセビ、オウバイ、ツツジ類 (5月内に花が咲き終わった樹種)	
	薬剤散布	5月23日(月)	志津ガーデン：3丁目 林農社：2丁目Aブロック	
	ディブテレックス・カルホス(殺虫剤)	5月24日(火)	志津ガーデン：1丁目 林農社：2丁目Bブロック	
	トップジンM(殺菌剤) 展着剤		5月25日(水)	志津ガーデン：3丁目 林農社：2丁目Aブロック
	薬剤散布(予備日)	5月26日(木)	志津ガーデン：1丁目 林農社：2丁目Bブロック	
		6・7月	6月6日(月)~7月16日(土)	シンボルツリー：アラカシ、シラカシ、ヤマモモ 生垣：ウバメガシ、キンメツゲ、ヒイラギモクセイ、 イチイ、サザンカ、サツキ 灌木：クチナシ、サツキ、シヤリンバイ等 グリーンベルト内=(5月管理終了以外全樹種) 地被類：芝・下花等
	剪定・刈込み	7月25日(月)	志津ガーデン：3丁目 林農社：2丁目Aブロック	
	薬剤散布	7月26日(火)	志津ガーデン：1丁目 林農社：2丁目Bブロック	
	ディブテレックス・カルホス(殺虫剤) トップジンM(殺菌剤) 展着剤		7月27日(水)	志津ガーデン：3丁目 林農社：2丁目Aブロック
	薬剤散布(予備日)	7月28日(木)	志津ガーデン：1丁目 林農社：2丁目Bブロック	
		9月	9月26日(月)	志津ガーデン：3丁目 林農社：2丁目Aブロック
	薬剤散布	9月27日(火)	志津ガーデン：1丁目 林農社：2丁目Bブロック	
	カルホス(殺虫剤) ベンレート(殺菌剤) 展着剤		9月28日(水)	志津ガーデン：3丁目 林農社：2丁目Aブロック
	薬剤散布(予備日)	9月29日(木)	志津ガーデン：1丁目 林農社：2丁目Bブロック	
		10月	10月3日(月)~10月22日(土)	生垣：ヒサカキ、レッドロビン、プリペット、ヒラドツツジ
	剪定・刈込み	11・12月	11月14日(月)~12月3日(土)	シンボルツリー：エゴノキ、サルスベリ、シヤラノキ、ヒメシヤラ、ハナミズキ、 ヤマボウシ、リョウブ、イタヤカエデ、イヌシデ、ナナカマド、ヤマモミジ、 ノムラモミジ、トウカエデ、ナンキンハゼ、カツラ 生垣：ウバメガシ、サツキツツジ、キンメツゲ
※昨年に引き続き下記の通りとなります				
・ 中・低木 → 剪定無し				
・ 生垣：サザンカ、ヒサカキ、ヒイラギモクセイ → 年1回管理				
・ シンボルツリー：カツラ、ナンキンハゼ、トウカエデ → 年1回管理				
・ 灌木：カンツバキ → 剪定無し				
・ 芝生：年1回の管理				

5. 植替え申請について

- ① 現在のルールでは、植栽変更、植替え補助金は、あくまでも事前申請に基づくもので事後の申請は認められていません。
- ② 緑化維持基金からの補助を受けることができるのは、
 - (ア) 共同管理部分の生垣、シンボルツリー並びに道路境界から 50cm の範囲の低木及び地比類等に枯れが生じ、植え替えが必要になった場合
 - (イ) 補助は植換え費用の半額までとし、且つ 1 回 5 万円を上限
 - (ウ) シンボルツリー、生垣及びセットバック部分の各箇所補助は、原則 1 回
なお、植換え費用とは、樹木代金、支柱代金、土壌代金、植替え作業費用及び古い樹木の撤去・廃棄費用を指します。
- ③ 植栽変更の場合は、申請者は事前にガイドラインを参考に、共同管理作業担業者（1、3 丁目：志津ガーデン、2 丁目：林農社）に、樹種など相談の上、申請書を緑地協定運営委員会のブロック役員にご提出下さい。
- ④ 植栽変更や植替え補助金の申請には、共に
 - (ア) 申請書「植栽変更・植替え補助金申請書」
 - (イ) 対象樹木の状況が確認できる作業前写真 1 枚
 - (ウ) 植換え費用の見積書の写しが必要となります。
 - (エ) （ウ）は植替え補助金の申請を行う場合のみに必要
- ⑤ 皆様の申請は、運営委員会の担当者が事前に状況を確認し、役員会で承認した上でないと認められません。
- ⑥ 植替え作業完了後は
 - (ア) 作業後写真 1 枚（対象樹木の状況が確認できるもの）
 - (イ) 植換え費用の請求書の写し
 - (ウ) 植換え費用の領収書の写し
 - (エ) 金額以外の必要事項を記入済の千葉銀行の振込依頼書をご提出下さい。
（（イ）、（ウ）、（エ）については補助金申請を行う場合のみ必要）
- ⑦ 現地確認と審査の後に、補助金交付が行われます。
（植替え補助金申請の場合）
- ⑧ 申請方法、提出書類等は上記のご案内および次頁の「申請手続きの流れ」を参照願うか、各ブロック長にご相談下さい。

申請手続きの流れ



申請の際に必要な書類

「植栽変更・植替え補助金申請書」

- 添付書類**
- ①作業前写真1枚(対象樹木の状況が確認できるもの)
 - ②植替え費用の見積書の写し※
- ※②については補助金申請を行う場合のみ必要

完了報告の際に必要な書類

- ①作業後写真1枚(対象樹木の状況が確認できるもの)
 - ②植替え費用の請求書の写し※
 - ③植替え費用の領収書の写し※
 - ④金額以外の必要事項を記入済みの千葉銀行の振込依頼書※
- ※②③④については補助金申請を行う場合のみ必要

(注) 申請関連資料についてお問い合わせを受けた場合、ブロック委員は「共同管理班植替申請担当」にお申し出ください。

- ・「申請手続きの流れ」
- ・「植栽変更、植替え補助金申請書」
- ・「申請用写真貼付用紙」

※「佐倉染井野植栽ガイドライン」が必要な場合はご相談ください。



建築ニュース

1. 建築協定運営委員会 目黒会長の挨拶

2022年度 建築協定運営委員会の会長に就任致しました目黒でございます。2年に亘るコロナ禍にあって、当運営委員会の活動も制限せざるを得ない状況下でしたが、今年度は状況改善を期待し、今年度の役員の皆様のご協力を頂きながら染井野地区の環境維持と一層の向上を目指し活動したいものと考えております。会員の皆様のご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

建築協定運営委員会 会長 目黒俊彦

2. 2021年佐倉染井野S1地区建築協定会員定時総会の書面表決結果報告（総務班）

会員の皆様におかれましては新型コロナウイルスの影響により、昨年に引き続き定時総会の取りやめ、そして書面による決議を行うことにご賛同頂き誠にありがたく存じます。去る4月30日（土）2021年度田中会長、杉林監事立会いの下、書面表決の集計が終わり、全ての議案が賛成多数で承認されましたので、ここにご報告致します。

総会資料配布日 2022年4月16日（土）

書面表決集計日 2022年4月30日（土）

議決確認日・場所 2022年4月30日 染井野ふれあいセンター

【建築協定会員定時総会の表決結果】

（1）決議事項

第1号議案 2021年度収支決算（案）

第2号議案 2022年度事業活動計画（案）

第3号議案 2022年度予算（案）

第4号議案 2022年度委員及び役員の選任（案）

（2）表決結果

議決権対象者総数：640（議決に必要な過半数：321）

回収した表決書：518（回収率 81 %）

未回収：122

(3) 議決結果

第 1 号議案 承認 518 否認 0
第 2 号議案 承認 517 否認 1
第 3 号議案 承認 517 否認 1
第 4 号議案 承認 518 否認 0

(4) 議決結果承認

以上の内容に関して、事実であることを確認しました。

2021 年度建築協定運営委員会会長 : 2022 年 04 月 30 日 田中 宏明

2021 年度建築協定運営委員会監事 : 2022 年 04 月 30 日 杉林 昇

【寄せられたご意見・ご質問について】

全部で 4 件のご意見・ご質問をいただきました。その内容と 2021 年度建築協定運営委員会でまとめました、回答を以下に示します。

〈意見・質問—1〉

緑地・建築ニュースの発行回数は、年に 4 回も必要ないように思います。上期・下期の年 2 回で検討をお願いします。

(回答)

緑地の剪定や薬剤散布等の共同管理の実施状況や課題、建築の事前確認の届け出状況や課題等、運営委員会の活動を出来るだけタイムリーに会員の皆様にご提供したいと考えています。そめい野ニュースの年 4 回の発行は、そのために適切な発行回数と判断しており、運営委員会マニュアルに定められているとおりです。災害時等の緊急事態には、マニュアル規定のように臨時の発行も必要かもしれません。2 回発行でもいいのではないかとのご意見をいただいたことは、次年度に申し送ります。

〈意見・質問—2〉

繰越金の限度額とその主な用途について検討願います。万一、調停や裁判案件が発生した場合に必要な経費の想定とその調達方法は何を基本とされていますか、(損害保険等)。不要に多額の繰越金は、後々の始末に困ると考えるからです。

(回答)

建築協定運営委員会が協定違反の会員に対し、協定に沿った建築物または工作物に是正を求める裁判を起こす場合の費用を、建築協定の会費から支出することを想定しています。繰越金は、そのような場合に使用されるものですが、協定開始以来約 9 年間、該当するような事例は起きておらず、また、裁判費用が 100 万円単位でかかることは想定出来ないこと、更に、万一、費用が不足しても、全会員数 633 戸で、千円ずつ負担しても、63 万円は集まること等を考え合わせると、これ以上の繰越金の積み増しは不要と思われるので、支出に見合った会費減額は可能です。ただし、赤字になるようであれば、増額も可能になるよう毎年見直すことも必要かと考えます。

〈意見・質問—3〉

建築協定の延長か廃止かの協議をしっかりとした上で会員の意思の確認を尋ねるために、投票用紙のようなものを是非ご検討ください。前回の回覧にもありましたが、もともと入会しない人には適用されない規則も、一度入会す

ると退会できませんので、大変難しいところがあります。会員の多くが高齢化する中、売却時にも規則が引き継がれるというのは次の世代のことも考えると時代に適合しているのかも問う必要が有るのではないかと思います。無秩序にはならないのではないかと考える人もいます。

(回答)

建築協定と運営委員会規約の存在意義を考えると、街並みを維持していくうえで重要な内容であると考えます。そもそも運営委員会は協定を維持していく組織であり、協定廃止へ向けた活動を推進する立場ではありません。故に、投票用紙のようなものは考えておりません。協定廃止を希望される会員の皆様は、意思表示の方法が今後運営委員会から示されますのでお待ちくださいますようお願いいたします。この機会に、建築協定の効果や課題を整理し、会員の皆様に周知するとともに、皆様のご意見を伺うような機会を設けることは、検討させて頂きたいと思います。

〈意見・質問—4〉

染井野は緑豊かな住宅地としてはかなり良い環境ですが、多種多様な社会ニーズを考えた都市計画としては、欠けているものがある様に感じるようになって来ています。例えば、① 図書館の様な物が無い、② 若者の勉強出来る環境に欠けている面がある（コロナ前には、染井野ふれあいセンターのテーブルで多くの生徒さんが勉強しておりましたが、狭くて困っている様でした）、③ 各種団体の為の事務所的な場所を確保したくても出来ない等です。我々住人で、少しでも住み易い、実生活のニーズを満たす街づくりが出来る様な仕組みを考え、それに沿って建築協定も見直す必要がある様に思えます。この為、次期委員会以降で、それらを検討する様な組織を立ち上げて欲しいと思います。

(回答)

ご指摘の点は、十分に理解できます。しかしながら建築協定の問題以前に、染井野の低層住宅地で建築できる建物は、佐倉市の条例（佐倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例）で定められております。ご要望は、とても重要な課題であると認識しておりますが、運営委員会として何が出来るのか、検討してまいりたいと思います。

回答内容にご質問がありましたら、今年度のブロック長宛にご連絡下さい。

3. 事前確認班からの連絡事項

〈事前確認の必要な建築工事〉

佐倉染井野 S1 地区建築協定第 15 条および同運営委員会規約第 6 条の規定により、会員が表に該当する行為を行う場合には、事前届け出が必要です。事前確認班は、届け出の工事内容が、協定および規約に適合しているかを判断し、会員に通知しています。詳しくは、緑地・建築運営委員会「運営マニュアル」および「佐倉そめい野住まいの手引書」をご参照ください。

No.	工事等の内容
1	建築物（附属建築物を含む。）の建築（新築、増築、改築又は移転）
2	土地の地盤の高さの変更
3	道路沿いの擁壁・塀の変更、幅員 5m の道路に面する奥行 0.5m までの敷地部分の変更、隣地境界沿いの生垣・フェンスの変更
4	大型の物置（軒の高さが地盤面から 2.3m 以下で、かつ、床面積が 5m ² 以内のものを除く）の設置（ただし、複数の小型の物置の床面積の合計が 5m ² を超える場合には、届け出が必要である。）
5	門柱、門扉、カーポート扉の新たな設置又は変更
6	自動車車庫（カーポートを含む。）の新たな設置又は変更
7	既存建築物の外観、屋根の色彩の変更又は塗り直し
8	アンテナの新たな設置または変更
9	ソーラーパネル等の設備の屋根又は外壁への設置
10	その他、街並みの景観を乱すおそれがあると委員会が認め、あらかじめ会員に周知した工事等

〈令和 3 年度建築工事の事前届出の受付状況〉

令和 3 年度の事前確認届出状況を 3 月末までのデータで下表に示します。外壁塗装が圧倒的に多く、これは令和 2 年度と同様です。ただし、総数では、令和 2 年度の 3 月末が 49 件であったのに対して、令和 3 年度は 26 件であり、大きく減少しています。これは、コロナ禍の影響等も推測されます。

令和3年度 S1建築協定 届出件数工事別集計表(工事別)											
											令和4年3月31日 現在
届出書の月	届け件数	新築	外壁塗装	門扉	カーポート	ソーラー	サンルーム	物置	フェンス	増改築	車庫増設
R3.4月	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
R3.5月	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
R3.6月	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
R3.7月	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
R3.8月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
R3.9月	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
R3.10月	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
R3.11月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
R3.12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4.1月	4	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0
R4.2月	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
R4.3月	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
合計	26	2	19	0	2	0	0	0	0	3	0